

○工事成績点配点基準

平成25年 3 月21日告示第 9 号

工事成績点配点基準

(総則)

第 1 条 この告示は、菰野町が発注する工事に係る工事成績点配点について必要な事項を定める。

(工事成績点)

第 2 条 工事成績評定要領（平成25年告示第 5 号）第 5 条に規定する評定点の合計（以下「評定点合計」という。）の工事成績点への反映は、別表第 1 により行う。

(工事成績点配点)

第 3 条 各業者への発注業種毎の工事成績点配点（以下「工事成績点配点」という。）の対象となる業種は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び水道管工事とする。なお、工事成績点配点の合計の上限は30点、下限は制限を設けないものとする。

(工事成績点配点の通知)

第 4 条 工事成績点配点の通知は、工事成績点配点表（様式第 1 号）により町ホームページへの掲載をもって通知にかえる。

(雑則)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(工事成績評定点の配点基準の廃止)

2 工事成績評定点の配点基準（平成17年制定）は、廃止する。

別表第 1 （第 2 条関係）

評定点合計の範囲		工事成績点	工事判定
80点以上		+10点	優秀
70点以上	80点未満	+ 5 点	良好
60点以上	70点未満	± 0 点	普通
50点以上	60点未満	-10点	やや不良
45点以上	50点未満	-20点	

45点未満	－30点	不良
-------	------	----

様式第 1 号（第 4 条関係）

工 事 成 績 点 配 点 表

（対象年度： 年度）

業者名 登録番号	所在地	発注業種毎の工事成績点配点			
		土木一式	建築一式	舗装	水道管